会　　議　　録　（要　旨）

会　議　名	令和８年度第１回武蔵村山市個人情報保護審議会
開催日時	令和８年１０月２７日（火）午後４時０５分～午後４時４５分
開催場所	市役所３０１会議室
出席者及び欠席者	出席者：佐々木会長、森本副会長、内野委員、小川委員、加園委員、乃一委員、原田委員、森林委員、山田委員 欠席者：比留間委員 事務局：文書法制課長、文書法制課法務係長、文書法制課主事
報告事項	⑴　武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則第３条の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出の状況について ⑵　市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況について ⑶　その他
議題	⑴　武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について ⑵　その他
結論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	⑴　互選の結果、会長に佐々木委員、副会長に森本委員が選任された。 ⑵　議題なし
審議経過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （○＝委員、 ●＝事務局等）	●　ただいまから、令和８年度第１回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催いたします。 　本来であれば、会長に議事を進行していただくところですが、武蔵村山市個人情報保護審議会規則第２条第１項の規定による会長及び副会長の互選が済んでおりませんので、互選されるまでの間、事務局が会議の進行をしてまいります。 　会議の公開についてですが、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第２条により、本審議会は、公開を原則としています。 　通常であれば、会議開会前に会長と事務局とが協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断した場合に、正式に会議の公開を決定することとなりますが、現時点では、会長が互選されておりませんので、本日の会議につきましては、事務局の判断により、公開として進めさせていただきたいと存じます。 議題 ⑴　武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について ●　本来であれば、会議次第に則り報告事項⑴から順に進めていただくところですが、先に、議題⑴「武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について」について御審議いただき、会長及び副会長の互選が行われましたら、その後、会長の進行により、会議次第にのっとり進めていただきたく存じます。 　それでは、議題⑴「武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について」を議題とし、事務局から御説明いたします。 　会議次第の６ページを御覧ください。本件は、武蔵村山市個人情報保護審議会規則第２条第１項において、「会長及び副会長は、委員の互選により選任する」とされていることから、皆様に会長及び副会長を互選いただきたく議題としたものです。

	会長の主な職務としましては、同規則第２条第２項により会務を総理すること、同規則第３条第３項により可否同数の場合に議事を決することとなっております。なお、第３条第１項に、会長が会議を招集すると規定されていますが、こちらにつきましては、実務上は事務局が行わせていただきます。 また、副会長の職務につきましては、同規則第２条第３項により会長を補佐するとともに、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときに、その職務を代理することとなっております。 説明は以上となります。 【主な意見等】 ● 委員の入れ替わりがございませんでしたので、引き続き会長を佐々木委員に、副会長を森本委員にお願いさせていただくというのはいかがでしょうか。 ○ 異議なし 【審議結果】 互選の結果、会長に佐々木委員、副会長に森本委員が選任された。 報告事項 ⑴ 武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則第３条の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出の状況について ○ 事務局に報告を求めます。 ● 報告事項⑴「武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則第３条の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出の状況について」御説明いたします。次第１ページ及び２ページを御覧ください。 個人情報保護法第６９条第２項による目的外利用につきましては、同項第１号の「本人事前同意」によるものが２件、第２号の「行政機関等が法令の定める事務の遂行に必要で、相当の理由があるとき」によるものが４件の計６件となっており、市の機関ごとの内訳につきましては、全て市長によるものとなっております。 また、提供につきましては、法第６９条第２項第１号の「本人事前同意」によるものが１１件で、第３号の「他の行政機関等が法令の定める事務の遂行に必要で、相当の理由があるとき」によるものが１件の計１２件となっており、市の機関ごとの内訳につきましては、目的外利用と同様、全て市長によるものとなっております。 なお、それぞれの詳細につきましては、お手元に配布しております報告資料１に記載のとおりです。 以上で報告を終わります。 【主な意見等】 ○ 資料８ページに記載の「西多摩西部消防署」について、「北多摩西部消防署」ではないでしょうか。 ● こちらの取りまとめに関しては、元の申請書の記載のとおりの転記をしておりますが、その記載が間違っていたか、転記ミスの可能性がございます。確認不足により、大変申し訳ございません。 ○ 確認のほどよろしくお願いいたします。 ● 承知いたしました。 報告事項

	⑵　市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況 ○　事務局に報告を求めます。 ●　御説明いたします。次第３ページ及び４ページを御覧ください。 　市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況につきましては、市長５６件、教育委員会８件、選挙管理委員会１件となっており、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会につきましては、作成及び公表が義務付けられる個人情報ファイルがなかったことから、ファイル簿の作成をしておりません。 　市の機関ごとのファイル簿の一覧及び前回の報告後、新たに追加され、又は内容に変更があったファイル簿の詳細につきましては、報告資料２のとおりでございます。 　以上で報告を終わります。 【主な意見等】 ○　個人情報ファイル簿の４ページ「自転車ヘルメット着用推進補助金申請者名簿ファイル」の「記録項目」に「市税等（市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）の滞納状況」とありますが、補助金の決定と関連があるのでしょうか。 ●　「個人情報ファイルの利用目的」の欄にも「補助金申請者の市税等の納付状況の調査」とありますので、おそらく課税・非課税、課税金額などにより、補助金交付の対象となるかならないか、補助の金額が変わるといったことがあると考えております。 ○　その点については、確認をお願いいたします。 ●　承知いたしました。 ○　個人情報ファイル簿の９ページ「人口動態調査ファイル」の「個人情報の利用目的」につきまして、死産の届出に記載されている事項を保健所に報告する義務があるのでしょうか。 ●　あると考えております。 ○　個人情報ファイル簿の赤文字の箇所は何を表しているのでしょうか。 ●　赤文字は、前回の更新から変更された箇所を示しております。 ○　全体の表記が赤文字であるページがありますが、こちらは何を表しているのでしょうか。 ●　前回の報告の後、新規で追加したファイルについては、そのように表記しております。 ○　前回の更新から変更された箇所は赤文字で記載されているものの、変更前の記述については不明です。どのようなものだったのでしょうか。 ●　修正・変更の内容につきましては、主に法改正によるものですが、前回作成時点より詳細に記載しなおした部分も含まれると考えられます。 ○　次回より、変更前と変更後を比較できる正誤表を作成していただきたく存じます。 ●　承知いたしました。 ○　個人情報ファイル簿の２３ページ「令和７年度武蔵村山市市内事業者物価高騰対策支援金交付申請リスト」について、１点目として、「記録項目」に個人情報として「メールアドレス」が含まれていますが、他のファイル簿では含まれておりません。理由をお伺いいたします。２点目として、このファイル簿を産業観光課が所管している理由をお聞かせ願います。 ●　１点目については、「記録項目」には他と同様に、所管するファイルやリストで管理されるものを記載するため、単にメールアドレスが、当該リストで記録・管理されている個人情報の一部であるということによ

	ります。 　２点目に関しては、当該ファイル簿が、産業観光課の商工部門が所管する事業に係るものであるということによるものです。 ○　メールアドレスの管理はこの他でも行われているのでしょうか。 ●　ファイル簿の中では該当箇所のみであり、市民からの電子申請等もLogo フォーム等の専用フォームで受け付けているため、各課でメールアドレスを管理することは多くないという認識でございます。 ○　時代の流れで、今後の連絡方法としてメールでのやり取りが増えていくと思われるため、取扱いには十分に注意するようお願いします。 ●　承知いたしました。 報告事項 ⑶　その他 ○　事務局に報告を求めます。 ●　１件御報告をさせていただきます。 　お手元に令和８年１０月１６日付けの広資料第１４６号　表題が「消防団員参集指令システム「１１９RAIDEN」への不正アクセスによる個人情報漏洩の可能性について」という資料をお配りしてございますが、その件についての御報告でございます。 　ここ数週間、官民を問わず、不正アクセスに伴う個人情報漏えいのおそれがある事象が全国規模で発生しておりますが、本市が使用している消防団員の参集に用いる一斉連絡システムである「１１９RAIDEN」というシステムへの不正アクセスにより、消防団員や一部の職員等の個人情報が漏えいしたおそれがあるとの報告を当該システムを運営する株式会社アルカディアから１０月１４日に受けたため、広く市民に周知するために１０月１６日付けで当該広資料を発出いたしました。 　なお、立川市や昭島市でも同じく株式会社アルカディアが運営する防災情報メール配信システムの「SpeeCAN RAIDEN」で不正アクセスが発生し、同様に個人情報漏えいのおそれが報じられておりまして、このケースではいわゆる市民の方の個人情報を含む形になりますが、本市の場合は消防団員の参集システムであるため、漏えいのおそれのある個人情報は消防団員等の関係者に限定されております。 　不正アクセスによる個人情報漏えいが発生した場合や、１００人を超える個人情報の漏えいが発生した場合、この「場合」の漏えいには、おそれを含んでおりまして、こうした場合には、個人情報保護法第６８条第１項の規定により、国の個人情報保護委員会への報告が必要となることから、１０月２１日に同委員会の報告フォームを用いて文書法制課から報告済みでございます。 　漏えいしたおそれのある個人情報の対象者は３１１人、内容は当該システムに登録している氏名、電話番号及びメールアドレスとなります。 　消防団員をはじめとする個人情報漏えいのおそれのある対象者には、既に事案の発生及び不審なメールやメッセージに御注意いただくよう、連絡済みです。 　以上で報告を終わります。 【主な意見等】 ○　対象者に対して、どのように注意喚起の連絡を行ったのでしょうか。 ●　復旧した１１９RAIDENにてお知らせをいたしました。

	○　個人情報の漏えいの可能性があるのは、現役の消防団員の情報のみでしょうか。 ●　対象者には過去の消防団員も含まれますが、システムに登録されていない方は対象外となります。 ○　株式会社アルカディアについて、繋がっている病院への影響はあるのでしょうか。 ●　株式会社アルカディアにつきましては、介護老人保健施設アルカディアとは別のもので、病院への影響はございません。 ○　サプライチェーンにおいて様々な業者との関わりがあると思われるが、それらが保有するシステムについてはどのような状況でしょうか。 　また、今後大きな被害が発生した場合、行政としてどのような対応をしていくか、検討や協議はされていますか。 ●　クライアントが多い事案が頻発しており、そのような場合はベンダーが代理で個人情報保護委員会へ報告することが可能ですが、今回のように事業者に先立って市から被害報告をすることもあります。 　対象者への賠償に関しては、顧問弁護士の意見を踏まえた上での検討が必要だと考えております。 ○　全国的な問題となっているので、国や東京都と連携して対応が必要と考えます。 ●　承知いたしました。 ○　市はサイバー保険に加入していますか。 ●　おそらく加入しておりません。 ○　民間だけでなく、自治体でもサイバー保険に加入している事例があります。市民の個人情報が漏えいした場合に備え、加入を検討するべきではないでしょうか。 ●　承知いたしました。デジタル推進課に情報提供をさせていただきます。 議題 ⑵　その他 ○　事務局に報告を求めます。 ●　その他の議題は、ございません。 【主な意見等】 ○　市でも文章生成ＡＩ利用のガイドラインを策定したと聞き及んでいます。生成ＡＩのガイドラインにおいて、個人情報の取扱いについてはどの程度周知されているのでしょうか。 ●　個人情報等を生成ＡＩに入力してはならないということは認識しており、また、職員に周知されていると考えております。 ○　当該ガイドラインを策定した時点で生成ＡＩに興味がなかった職員は熟読していない可能性があり、その後になって生成ＡＩを活用している可能性もあると思われます。個人情報等を入力しないことを含め、当該ガイドラインの詳細について、職員への周知を徹底すべきではないでしょうか。 　また、職員一人のミスが大きなリスクとなることに加え、自治体はより多くの個人情報を取り扱っていると考えられるため、民間企業以上に個人情報の管理に気をつけていただけるとよいと思います。 ●　承知いたしました。 ○　以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。

	これで、令和８年度第１回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了します。 以　上

会議の公開・非公開の別	☑公　　開　　傍聴者：　０　人 ☐一部公開 ☐非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 （　　）

会議録の開示・非開示の別	☑開　　示 ☐一部開示（根拠法令等：　　） ☐非 開 示（根拠法令等：　　）

庶務担当課	総務部　文書法制課　　（内線：３８５）